

*公開に当たっては、白紙のページは省略しています。

そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和6年度

定期監査(前期)結果報告書

令和6年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平井光雄監査委員は、総合政策部長として関わった事項について関与していない。

令和 6 年 9 月 9 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	木もと	ひろゆき

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに新宿区監査基準（令和2年新宿区監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）並びに令和6年度監査基本計画に基づく定期監査である。

監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

【対象部局】 79 所属

本庁組織の部及び担当部、室、局及び本庁外施設（ただし、保育園、子ども園、児童館、子ども家庭支援センター、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を除く。）

第3 監査の日程

令和6年4月2日（火）から令和6年8月26日（月）まで

第4 監査の実施内容

令和5年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、決算審査との連携を図りながら、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査を実施した。

また、その事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、財務監査に加え、必要に応じ行政運営、組織、人事・労務管理、文書管理等の事務の執行や各部局の内部統制の状況等について監査を実施した。

併せて、監査の継続性の観点から、前回の監査で改善を求めた事項の改善状況を確認するとともに、金銭及び物品の管理状況、会計事務の処理状況等について各所属の報告を求め確認した。

第5 監査の主な着眼点

- 1 予算の執行は、適正に行われているか。
- 2 収入及び支出事務は、適正に行われているか。
- 3 契約事務は、適正に行われているか。
- 4 現金等の出納保管は、適正に行われているか。
- 5 財産の管理は、適正に行われているか。

第6 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、各部局等から関係部課長等の出席を求め、**別表1**のとおり、決算審査と併せて監査を実施した。また、**別表2**のとおり、本庁外施設の実地監査を行った。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、**別表3、4**のとおり、監査を実施した。

Ⅱ 監査の結果

新宿区監査委員は、令和2年4月1日施行の監査基準に基づき、監査を効率的かつ効果的に実施することができるよう円滑な区政運営を妨げる財務会計上の要因を「リスク」として識別、評価し、その内容や程度等を勘案して、各所属においてリスクが高い事項の重点的な監査を実施している。

また、財務会計上のリスクについて、適切に評価し、コントロールすることをリスクマネジメントとして捉え、組織内の職員全員がそのリスクを認識し、改善に取り組むことによって、リスクを一定水準に抑えるという内部統制の確立を促すことも目的として実施している。

こうした中で、令和2年度の定期監査から、改善を要望した所属の割合が高い事項や特に改善を要するものとして意見を述べている事項を「全庁で広く見られたリスク」として、指摘している。

今回の監査においては、「Ⅰ 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査結果を踏まえて、今後も継続して改善が必要な事項があると認められたものについて、本年度においても「全庁で広く見られたリスク」とすべきものと認め、次のとおり意見を付して述べる。

第1 今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項

1 支出の遅延について

支出の遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものについて、令和2年度から令和5年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

前回の監査では、支出の遅延の件数は61件で、前年度に比べ16件増の結果となり、課題が見られる状況であったが、本年度の件数は46件で、前年度に比べ15件減少しており、改善傾向が見られている。また、業務の履行完了後、事業者からの

請求が遅れている場合、積極的に提出を求め、その経緯を記録するほか、定期的な支払を行うものについては、支払に係る管理表により担当者が支出の管理をしやすくする工夫を行うなど、これまでの定期監査における指摘を踏まえた取組が見られた。

支出の遅延は、契約の相手方の不利益や予算執行上の事故につながりかねないリスクがある。支払状況の管理や確認を継続して行うことで、適正かつ迅速な支出事務処理に努められたい。

2 随意契約について

随意契約については、物品の購入や印刷物の作成において、品目が同種で、履行期限が近接する契約を、特段の理由なく別々に締結する等の事例が繰り返し見られたものについて、令和2年度から令和5年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、件数が7件となり、前年度に比べ3件減少していたが、入札とすべき額であった契約にもかかわらず、見積競争により随意契約を締結した不適正な事例もあった。

随意契約は、競争入札に比べて手続等の面で負担が少なく業務の履行を確保できる契約方法である。一方、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の各号に列举されている場合にのみ限定的に認められる契約方法であり、競争入札を原則とする契約方法の例外であって、事業者の公正な取引の機会を失わせることは、厳に慎まなければならない。こうした法令の趣旨を踏まえて、今後は、更なる随意契約の適正な執行と計画的な予算執行に努められたい。

3 契約の履行確認について

契約の履行確認については、令和3年度から令和5年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、件数が21件となり、前年度に比べ18件減少し、改善が図られていた。一方で、業務委託等において、仕様書で求めている報告書等の提出前に検査を行っていたものや、報告書等の受領が遅れていたもの等が、18もの所属で見られた。

契約は、業務の適正な履行がなされて初めて完了することとなり、その確認行為である検査は、契約の目的を達成するためにも極めて重要な行為である。履行確認が不十分なまま支払を行うことは、契約の目的が達成できない場合があるだけでなく、区の財産上の損失につながりかねない。

検査に当たっては、各契約の仕様書で求められている事項について、相手方が不足なく履行できているかを十分に確認し、検査事務の意義が失われないよう適正な事務処理に努められたい。

4 契約事務処理について

契約事務処理については、令和3年度から令和5年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、仕様書の記載内容に不備があるものや、契約の相手方から提出を受けるべき書類が提出されていないもの等が28件見られ、前年度に比べ7件増加しており、25もの所属で見られたが、これは、より一層の組織としてのチェック体制を確立すべきであることを示している。

仕様書は、契約の履行内容を詳細に記載したものであり、事業者の見積の根拠となるものであって、区と事業者が円滑に事業を遂行する上で正確かつ適正な作成が不可欠である。

適正な契約事務処理を図るためには、担当する職員のみならず、管理・監督職員においても、漫然と前例踏襲することなく、根拠となっている法令で定められた様式等の改正はないか等を常に確認して業務に取り組むことが必要である。

第2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

各所属から報告のあった改善状況については、前回の監査において改善を要望した事項の約8割に当たる184件が、今回の監査において改善されていたことが確認できた。

そのうち、「全庁で広く見られたリスク」とした「支出の遅延」に係る指摘61件中改善済みが26件で、約4割の改善に留まり、今回の監査においても監査対象全体の約5割に当たる40所属で同様の事例が見られている。中には、前回の監査において

改善を要望した事項について、再発防止策を講じたとの報告があったにもかかわらず、改善されずに今回の監査でも同様の指摘を受けた所属も見られた。

全体の指摘件数は減少傾向であるが、リスク管理を徹底するとともに、引き続き指摘を受けた事項については、再発防止策の見直し、検証等を行い、改善に向けた実効性のある対応に努められたい。

第3 各所属における自己検査等の確認

会計管理者からの通知により各所属が実施した「金銭管理及び物品管理の自己検査」の実施状況について確認したところ、自己検査で不備を認識した所属については、適正に対応が図られていた。

また、会計管理者からの通知による「支出及び精算状況の確認」「金銭・物品調査及び会計処理状況の確認」の実施状況について報告を求めたところ、所属において把握した事務処理の遅れ等については、適切に対応されていたことを確認した。

このように、自所属の業務を自らがチェックすることは、リスクを的確に認識することに加え、内部統制の意識を現場に根付かせることにもつながる有効な取組である。各所属におかれては、リスクマネジメントの意識付けの更なる向上を図るためにも、引き続き自所属によるチェック体制の充実強化に努められたい。

第4 内部統制の状況確認について

今回の監査においては、内部統制の確認について、PDCAサイクルに基づく監査を実施し、各所属がこれまでの指摘事項について原因分析を行い、改善方針を定めた上で、改善に向けて取り組まれていることが確認できた。

一方で、本年度も同様に改善を求められた事項もあるため、各部におけるPDCAサイクルに基づく改善状況を、今後も確認をしていくこととした。

課題について、原因を分析し、統一的な方針の下に改善に取り組むことは、内部統制の意識を向上させる有効な取組である。各所属におかれては、事務事業の適正化やリスクマネジメントの強化について、実効性のある取組により、引き続き内部統制の充実強化に努められたい。

Ⅲ まとめ

今回の定期監査において「全庁で広く見られたリスク」とした4項目は、令和2年度又は令和3年度から令和5年度までも同様にリスクとした事項であり、これまで繰り返し改善を要望してきた事項である。今回の結果を見ると、「契約事務処理」のように、前年度から件数が増加している項目があり課題が見られた一方、リスクの合計件数は、前年度から減少し、改善傾向が見られた。

また、令和2年度の定期監査の結果報告において、継続して改善を求めてきた事項を「全庁で広く見られたリスク」としてから本年度で5年目となる。この間の傾向を分析したところ、全体として改善すべき事項の数について、減少傾向が見られた。

各年度における定期監査での指摘内容を踏まえ、全庁に適正な事務処理の徹底についての通知が出されていることや、各部における自主的な内部統制の取組についても今回の監査を通じて確認することができ、リスクマネジメントを通じて組織全体の意識の向上が図られていることは評価できる。

一方で、令和5年度は、指定管理業務や委託業務における人員配置の虚偽報告など、区が不当に損害を負う不適切な事例が見られた年度であった。これらの不適切な事例については、監査する中で、区職員による財務会計上の行為の不適正はなく、また、区の損害については、事業者からの返還がなされたことを確認したところである。

これらの事例は一義的な責任は事業者にあるものの、区の公金により支出を行っていることを鑑みると、指定管理業務等の適正を図るためには、業務内容の検証、確認体制の確立など、区の内部統制に加え、区の事業者に対するガバナンスを強化していく必要がある。

今回の監査では、定期監査における「全庁で広く見られたリスク」をはじめ、各監査における意見を踏まえた所属での取組を確認することができた。しかし、引き続きリスクも見られ、中には、これまで見られなかったような入札とすべき金額の契約を見積競争により行った事例もあり、管理監督者自身の厳正な決定関与の徹底や、職員の事務処理能力の向上の必要性についても認識した。

職員一人一人が、日々の事務処理の中で、リスクマネジメントを意識し、検証と改善を行い、事務処理能力を高めるのはもちろんのこと、適正な事務処理を行うことができるよう、組織一体となって継続的な取組に努め、更なる内部統制の強化を図ることを期待する。

別 表

別表 1 監査委員による定期監査及び決算審査に関する質問日程・項目

実施月日	対象部局等	主な質問項目
7月 11日（木）	会計室	・ 決算総括説明 ・ 室の決算状況について
	地域振興部	・ 部の決算状況について ・ 町会・自治会活性化への支援と条例策定に向けた取組について ・ スポーツコミュニティの推進及びスポーツ環境の整備について ・ 多文化共生実態調査と大久保地区のまちづくりの推進について
	みどり土木部	・ 部の決算状況について ・ 自転車用ヘルメットの購入費助成について ・ 橋りょうの長寿命化修繕計画と適切な維持管理について ・ 新宿中央公園の魅力向上に向けた取組について ・ 委託業務における人員配置虚偽報告への対応について
	議会事務局	・ 局の決算状況について ・ 区議会議員の改選に係る経費について ・ 区議会会議録の作成について ・ 区議会ICT化の推進状況について
7月 17日（水）	都市計画部	・ 部の決算状況について ・ 高齢者等の住まいの安定確保及びマンションの適正な維持管理について ・ 建築物等の耐震化の推進と業務効率化について ・ まちづくり事業について
	文化観光産業部	・ 部の決算状況について ・ 新宿観光振興協会との連携による新宿の魅力向上について ・ 商店街の活性化について ・ 物価高騰等への支援について ・ 部及び外郭団体における内部統制の確立について
	教育委員会事務局	・ 局の決算状況について ・ 教員の働き方改革と特別支援教育の推進について ・ ICTを活用した教育の充実について ・ 区立図書館サービスと子ども読書活動推進計画について ・ 内部統制の確立について ・ 保守委託に係る契約事務について
7月 19日（金）	総務部	・ 部の決算状況について ・ 地域防災計画の見直しを踏まえた防災対策について ・ 福利厚生・給与事務の効率化と人材育成について ・ 区税収入の安定確保について
	環境清掃部	・ 部の決算状況について ・ 地球温暖化対策の推進について ・ 路上喫煙対策とポイ捨て防止等によるまち美化について ・ ごみ発生抑制と食品ロス削減の推進について
	子ども家庭部	・ 部の決算状況について ・ 児童相談所の設置に向けた課題と検討状況について ・ 放課後の子どもの居場所の充実について ・ 男女共同参画推進計画及びワーク・ライフ・バランスの推進について ・ 委託業務・指定管理業務における人員配置虚偽報告への対応について ・ 物件の借入れに係る契約事務について
7月 25日（木）	福祉部	・ 部の決算状況について ・ 障害者計画等の推進と施設整備について ・ 介護予防・フレイル予防とささえあい活動、認知症高齢者の支援について ・ 介護保険特別会計について
	健康部	・ 部の決算状況について ・ 国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計について ・ 予防接種事業と健康づくり行動計画について ・ 緊急医療救護所の設置について ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実について
7月 29日（月）	選挙管理委員会事務局	・ 局の決算状況について ・ 選挙における啓発活動について ・ 業務効率化について ・ 選挙時における適切な契約・支出事務処理の確保について
	総合政策部	・ 部及び区全体の決算状況について ・ 基幹業務システム基盤の整備とイントラネットシステムの再構築について ・ 公共施設のマネジメント強化について ・ 業務改善及び民間提案制度について ・ 自治創造研究所の研究の成果と今後の在り方について ・ 令和5年度の財政運営について（財政指標、財政調整基金等の動向を含む。）
	監査事務局	・ 局の決算状況について ・ 全庁で広く見られたリスクの推移について

別表２ 監査委員による本庁外施設の実地監査日程

実施月日	施 設 名
6 月 3 日（月）	榎町特別出張所 ／ 東新宿保健センター
6 月 4 日（火）	産業会館 ／ 新宿中継・資源センター

別表３ 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総合政策部	4 月 8 日（月） ～ 4 月 24 日（水）
総務部	4 月 8 日（月） ～ 4 月 26 日（金）
地域振興部	5 月 21 日（火） ～ 6 月 5 日（水）
文化観光産業部	4 月 22 日（月） ～ 5 月 31 日（金）
福祉部	6 月 13 日（木） ～ 6 月 26 日（水）
子ども家庭部	5 月 24 日（金） ～ 6 月 20 日（木）
健康部	6 月 11 日（火） ～ 6 月 26 日（水）
みどり土木部	5 月 15 日（水） ～ 6 月 12 日（水）
環境清掃部	5 月 13 日（月） ～ 5 月 23 日（木）
都市計画部	4 月 9 日（火） ～ 4 月 26 日（金）
会計室	6 月 17 日（月）
議会事務局	5 月 24 日（金）
教育委員会事務局	5 月 7 日（火） ～ 5 月 21 日（火）
選挙管理委員会事務局	4 月 12 日（金）
監査事務局	6 月 27 日（木）

（注）別表４ に掲げる本庁外施設を除く。

別表４ 事務局職員による本庁外施設の定期監査日程

実施月日	施 設 名
４月 ８日（月）	人材育成センター
４月 17日（水）	榎町特別出張所
４月 18日（木）	新宿中継・資源センター
４月 19日（金）	東新宿保健センター
４月 22日（月）	産業会館
５月 ７日（火）	四谷特別出張所
５月 ８日（水）	若松町特別出張所 ／ 教育センター
５月 10日（金）	簗笥町特別出張所
５月 13日（月）	大久保特別出張所
５月 14日（火）	戸塚特別出張所
５月 15日（水）	中央図書館 ／ 東部・西部工事事務所
５月 17日（金）	落合第一特別出張所 ／ 新宿清掃事務所（新宿東・歌舞伎町清掃センターを含む。）
５月 20日（月）	東部・西部公園事務所
５月 21日（火）	しんじゅく多文化共生プラザ
５月 22日（水）	落合第二特別出張所
５月 23日（木）	角筈特別出張所
５月 28日（火）	柏木特別出張所
５月 29日（水）	男女共同参画推進センター
６月 ５日（水）	牛込保健センター
６月 ６日（木）	四谷保健センター
６月 ７日（金）	薬王寺地域ささえあい館
６月 10日（月）	落合保健センター
６月 14日（金）	子ども総合センター

令和 6 年度
定期監査（前期）結果報告書

印刷物作成番号
2024-2-5101

令和 6 年 9 月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町 1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この印刷物は、業者委託により 300 部印刷製本しています。その経費として、1 部当たり 134 円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。